

専門委員からの提出意見

平成14年5月14日

内閣府：総合科学技術会議

「競争的資金制度改革プロジェクトに関する検討委員会」

井村 裕夫 委員長殿

第3回の会議はアジア学術会議出席のため Kuala Lumpur までおり出席できません。第1、2回の討論から、私の意見をいくつか述べさせて頂きたく存じます。委員会の討論の参考になれば幸いです。

1. 各省庁の国費からの (Public Sector) 競争的研究資金の配分を見ると、文部科学省の「科学研究費」が約50%となっており、まずは適切な配分であると考えます。配分については石坂先生のいわれるように「NIH-RO type」(基盤研究「A-C」に相当)中心にすべきと思います。
2. 「科学研究費」以外については、文部科学省の元科学技術庁関係をふくめた各省庁のミッションに応じたプロジェクトにあてられているように思えますが、ある程度の重複はやむをえないと思います。大型の研究費については重複を避けるような工夫(すでにかかなりの程度モニターされていると思いますが)が必要でしょう。しかし、審査、評価のプロセス等についてより開かれたものにする必要はあるかもしれません(よく知りませんので間違っているかもしれませんが)。
3. 文部科学省関係は多くが「科学研究費」であり、この10年間で「ピアレビュー」の質はかなり向上していると思います。
4. 文部科学省「科学研究費」では、基盤研究「A-C」、特に「C」でも3年間の申請ができるようになっており、以前に比べてははるかに有効に使えるようになったと思います。「C」でも、申請によっては年間予算を「300-500万円程度にする」等、まだ工夫できる点がありますが、
5. 日本の人事や給与制度では、NIHのProgram Directorのような制度はまだ難しいのではないのでしょうか。具体的には、6A、5B等いくつかの「工夫」は可能でしょう。

5A. 「科学研究費」の1次審査に35-40歳前後の若手を(50%程度)招く。
勿論、自分の大学からの申請は採点しないことにしますが。

5B. 「若手研究者(35-40歳程度)」を「パートタイム(8時間/月程度)」文部科学省(あるいは学術振興会)の「参与」スタッフ的人材として、全国的に2年程度の期間、指名してはどうでしょうか。実際に文部科学省(あるいは学術振興会)にくるのは東京にくる機会程度(年に数回程度)にすればよいので、研究の妨げにはならないでしょう。「科学研究費」等について文部科学省(あるいは学術振興会)の事務方の相談等に応じてもらうという趣旨と、文部科学省(あるいは学術振興会)や「科学研究費」制度に理解を深めてもらう趣旨もあります。これには外国にいる若手研究者にも依頼できるような工夫も必要でしょう。国公私立の研究者のバランスも重要です。

6. しかし、「競争的資金」の基本は研究者であり、大学、大学院での研究者の「他流試合」を強化することです。「ポストク」はかならずほかの大学に移るとか、大学院では同じ大学学部出身者は「25%以下」、国立大学院は私立大学学部出身者「30%以上」(日本では学部学生の75%以上が私立大学生なのですから)とすれば、5-10年で日本の将来を担う若手研究者の価値観や視野は大きく変化し、広くなると考えます。これは法律ではなく、予算等で「インセンティブ、ペナルティー」等も考えられます。大学教員が自発的にこのような行動をとるようになるのが望ましいのですが、「従来からの日本の社会制度、研究者の価値観」では無理でしょう。このような制度の早急な導入こそが日本の研究者の養成に、中長期的に見ればもっとも効果的と考えます。自分の業績の更なる発展もさることながら、次世代研究者の養成、これこそが大学「教授」や「シニア研究者」の一義的な社会的責任と考えます。

以上ですが、私のコメントについてご理解いただき御礼申し上げます。

日本学術会議 副会長
黒川 清

1. 基盤的経費の必要性について

独創的・創造的な研究を推進するためには、基盤的経費と競争的資金とのデュアルサポートシステムを堅持すべき。

(1) 競争的資金の応募に至るまでの揺籃期の研究の保証

ノーベル賞につながるような優れた独創的な研究は、白川先生や野依先生の研究に見られるように、研究者が試行錯誤を繰り返す中で初期の着想を得ることが多い。このような揺籃期の構想段階の研究活動を保証するためには、研究者が自由に使える基盤的経費が必要である。

(2) 各学問分野の調和のとれた発展

特定分野に係る研究資金の重点投資も必要であるが、研究の偏りや人材養成の歪みを避け、学問の継承を含む各学問分野の総合的で調和のとれた発展に対する配慮が必要である。

(3) 我が国の競争的資金は不十分

我が国の競争的資金は約3,500億円であり、米国の1/10以下と極めて低い水準にあるので、間接経費を導入しても、基礎的な教育研究活動や管理運営に要する経費を最低限保証することはできない。

(4) 英・米でも大学の研究に対する包括的交付金を配分

①英国では、競争的資金とは別に高等教育財政カウンシルから研究費を含む包括的交付金が交付されている。

②米国でも、州立大学に対しては州政府から研究費を含む包括的交付金が交付され、私立大学では自己財産の運用等による自己収入が約1/4を占めている。

③我が国の大学の財政基盤は、これらに対してはるかに及ばない状況にあることを十分踏まえるべきである。

2. 評価の充実について

競争的資金においては評価が極めて重要であり、その改善・充実に努めるべきである。

(1) 研究費の規模に応じた評価

研究費の規模に応じた適切な評価方法を確立すべきであり、特に大型の研究費については中間・事後の評価を厳格に行う必要がある。

(2) プログラムマネージャーの導入

プログラムマネージャーの導入は望ましい方向である。導入の方法については、我が国の研究現場の実態を踏まえた検討が必要である。

3. 研究費全般の改革の必要性について

競争的な研究環境を醸成するためには、競争的資金のみならずプロジェクト型の研究費の全体の姿も視野に入れて研究費全体の透明性と競争性を高める方向で改革を議論すべきである。